

新潟市職員退職手当基金条例をここに公布する。

令和5年 3月29日

新潟市長

中原八一

新潟市条例第 7 号

新潟市職員退職手当基金条例

(設置)

第1条 職員（新潟市職員定数条例（昭和25年新潟市条例第16号）第2条に規定する職員（同条第2号及び第3号に規定する職員を除く。）をいう。）の退職により、退職手当の財源に不足を生じた場合の財源に充てるため、新潟市職員退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる金額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認める場合は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。